

# あれこれ通信

しづやとみこの議会報告

No, 25

1999年8月

しづやとみこの会 埼玉県比企郡嵐山町平沢254-64

Tel 0493-62-7997 / Fax 63-1727

## 嵐山町議会は、住民が立候補、傍聴しやすい夜開会の議会に。

地方分権一括法案が成立して、議員が立案した議案を議会に提案するには、定数の8分の1以上の議員が必要でしたが、これからは、定数の12分の1の議員でよいのです。議会の権限が少し大きくなりました。議員には、町提出議案を審議するだけでなく、政策立案する力量が必要です。議会は行政を直すだけという時代から変わろうとしています。嵐山町議会は、議会情報公開条例を制定しましたが、政策立案はまだです。なぜでしょう。

私は、住民と議会が分離していることが議会の力量が充実しない原因だと思います。嵐山町議会は議員の構成メンバ

ーがかたよっています。嵐山町議会には、30代、40代の社会の中堅で、家族の世話をする世代は、立候補できない現実があります。年間の議会開会日は20日程、委員会は10日程です。会議は日中開会であるため、勤労者は傍聴できないし、立候補できません。議員の多くは時間に融通のきく自営業、農業、政党の人です。

町税納税者の60%が源泉徴収の勤労者です。社会を担う勤労者が立候補しにくい議会は、住民意見の反映が必ずかしいと考えます。議会を多くの人が傍聴、立候補しやすい夜開会にし、活動する普通の市民も、町政に力を発揮すべきです。



9月定例議会は  
9月7日開催予定です。  
9月議会には、日本ではじめて  
という犯罪被害者の支援条例  
(?)が議案上程されます。